

守谷市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例施行規則（案）
（趣旨）

第1条 この規則は、守谷市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（平成 年守谷市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

（災害時及び廃止後の措置に関する遵守事項）

第3条 条例第5条第3項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

（1）災害時の措置に関する事項

ア 落雷、洪水、暴風、暴雨、豪雪、地震等により太陽光発電設備が破損し、第三者に被害をもたらすおそれのある事象が発生した場合は、遅滞なく状況の確認を行い、異常が発見されたときは直ちに必要な措置を行うこと。

イ アの実施方法について定めておくこと。

（2）廃止後の措置に関する事項

ア 太陽光発電設備を速やかに撤去すること。

イ 太陽光発電設備の再使用又は再生利用に努め、廃棄物の発生を抑制すること。

ウ 太陽光発電設備の撤去により発生した廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令等に従い、適正な処理を行うこと。

エ 事業区域であった土地について、修景、整地その他の景観上又は防災上必要な措置を行うこと。

（費用の積立て）

第4条 条例第6条の規定により積み立てる費用は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）第5条第1項第6号の規定により提供した太陽光発電設備の設置に要した費用の額の100分の5以上の額とする。

（計画書の提出）

第5条 条例第8条第1項の計画書は、太陽光発電設備設置等計画書（様式第1号）によるものとする。

2 条例第8条第2項各号に規定する書類は、次に掲げる様式により提出するものとする。

（1）事業区域等状況調書（様式第2号）

（2）町内会に対する説明報告書（様式第3号）

（3）近隣関係者に対する説明報告書（様式第4号）

（協議終了の通知）

第6条 条例第9条第1項に規定する通知は、協議終了通知書（様式第5号）によるものとする。

（協定の締結）

第7条 条例第10条第1項の太陽光発電設備の運用並びに災害時及び廃止後の措置に関する協定においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- （1）太陽光発電設備の維持及び管理に関する事項
- （2）環境の保全及び公害の防止に関する事項
- （3）太陽光発電設備の災害時及び廃止後の措置に関する事項
- （4）その他市長が必要と認める事項

（工事着手届出書）

第8条 条例第11条の規定による届出は、速やかに工事着手等届出書（様式第6号）を提出することにより行わなければならない。

2 前項の工事着手等届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1）位置図
- （2）工程表
- （3）土砂等の流出、第三者の侵入防止等の安全対策が分かる図書
- （4）工程写真（工事を完了した場合の届出に限る。）
- （5）その他市長が必要と認める書類

（運用開始等届出書）

第9条 条例第12条の規定による届出は、あらかじめ運用開始等届出書（様式第7号）を提出することにより行わなければならない。

2 前項の運用開始等届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1）電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「法」という。）第2条第5項の特定契約に係る契約書の写し（運用を開始し、又は再開する場合の届出に限る。）
- （2）太陽光発電設備の保守点検に係る契約書の写し（運用を開始し、又は再開する場合の届出に限る。）
- （3）太陽光発電設備の廃止後の措置に係る書類（運用を廃止する場合の届出に限る。）
- （4）その他市長が必要と認める書類

（協議内容の変更）

第10条 条例第13条第1項の書面は、事業変更届出書（様式第8号）によるものとし、変更しようとする事項に係る書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 条例第13条第1項ただし書の規則に定める軽微なものは、次のとおりとする。

- （1）事業区域の縮小

- (2) 太陽光発電設備の出力の縮小
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が軽微な変更と認めるもの
(地位の承継の届出)

第11条 条例第14条第1項の規定による届出は、速やかに地位承継届出書(様式第9号)を提出することにより行わなければならない。

2 前項の地位承継届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業者の地位を承継した事実を証する書類
- (2) 事業者の地位を承継した者の住民票の写し(対象設置者の地位を承継した者が法人である場合にあつては、法人の登記事項証明書)及び印鑑登録証明書
- (3) 太陽光発電設備の保守点検に係る契約書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類
(管理者の変更の届出)

第12条 条例第14条第2項の規定による届出は、速やかに管理者変更届出書(様式第10号)を提出することにより行わなければならない。

2 前項の管理者変更届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 管理者の変更を証する書類
- (2) その他変更のあった事項を証する書類
(報告の徴収)

第13条 条例第15条第1項の規定による報告の徴収は、状況等報告要求書(様式第11号)により行うものとする。

2 条例第15条第2項の規定による報告は、状況等報告書(様式第12号)によるものとする。

(管理者等に関する情報の掲示等)

第14条 条例第16条の規定による掲示は、次の内容を記載した太陽光発電設備の管理者等に関する情報(様式第13号)の看板を設置することにより行うものとする。

- (1) 事業区域の所在地及び面積
- (2) 事業者の名称及び連絡先
- (3) 緊急時の連絡先
- (4) 太陽光発電設備の総発電出力
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

2 事業者は、前項の看板に記載した事項に変更が生じた場合で、条例第13条第1項本文の規定による協議が終了したとき又は同項ただし書の規則に定める軽微なものに係る変更を行ったときは、当該看板に記載した事項を速やかに訂正しなければならない。

(立入検査員証)

第15条 条例第17条第2項の身分証明書は、守谷市職員服務規程(昭和5

2年守谷町規程第5号) 第5条第1項に定めるものとする。

(指導, 助言又は勧告に係る書面)

第16条 条例第18条の指導又は助言は, 指導・助言通知書(様式第14号)により行うものとする。

2 条例第19条第1項の勧告は, 勧告書(様式第15号)により行うものとする。

(公表)

第17条 条例第19条第2項の規定による公表は, 市ホームページに掲載して行うものとする。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は, 市長が別に定める。

附 則

この規則は, 公布の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

（第1面）

年 月 日

守谷市長 宛て

住 所

（所在地）

事業者 氏 名

㊟

（名称及び代表者氏名）

電話番号

太陽光発電設備設置等計画書

下記のとおり、太陽光発電設備を設置したいので、守谷市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第8条第1項の規定により関係書類を添えて提出します。

記

1 事業概要

事業名		
事業区域	所在地	守谷市
	面積	m ²
総発電出力	kW	
工事施工者 （実際に工事を施工する者を記載すること。）	住所	（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）
	氏名	（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
	電話番号	
工事着手予定日	年 月 日	
工事完了予定日	年 月 日	
運用開始予定日	年 月 日	
地域住民への説明 （既に実施済みの場合は、地域住民からの要望、苦情等についても説明内容欄に記載すること。）	説明方法	説明会・戸別訪問・ポスティング・その他
	周知範囲	
	説明内容	別紙様式第3号町内会に対する説明報告書及び様式第4号近隣関係者に対する説明報告書のとおり

(第2面)

2 保守点検等の計画

(1) 第三者の侵入防止対策

フェンスの種類及び高さ	
出入口の施錠措置	
維持管理事業に関する標識の内容	

(注) 必要に応じて図面を添付すること。

(2) 保守点検に係る計画

保守点検(年間)	内 容	
	時 期	
保守点検業者 (実際に保守点検をする者を記載すること。)	住 所	(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)
	氏 名	(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
	電話番号	
保守点検で異常があった場合の対応		
雨水処理施設、緩衝帯、緑化施設、敷材、工作物等の維持管理		

(第3面)

(3) 事業区域内の清掃及び除草に係る計画

清掃時期(年間)	施設	
	敷地	
除草剤の使用(年間)	時期	
	周知方法	
	除草剤名	
	散布範囲	
	飛散対策	

(4) 苦情、紛争及び災害発生時の体制

苦情、紛争及び災害発生時の連絡先	住所	
	氏名	
	電話番号	
市への連絡方法		
地域住民への連絡方法		

(5) 第三者への譲渡

譲渡予定の有無	有 ・ 無
地位承継時の特記事項	
地位承継届出書提出予定日	年 月 日

(第4面)

(6) 廃止後に係る計画

耐用年数	太陽光パネル		
	接続箱		
	パワーコンディショナー		
	キュービクル		
	蓄電池		
	その他		
耐用年数 経過後の 計画	交換 ・ 修繕	計画	
		時期	
	撤去 ・ 廃棄	計画	
		時期	
		処分先	
		費用	
		上記計画が、関係法令等に適合する計画であることの説明	

※ 添付書類

- (1) 法令等による許可又は認可を受けた内容を証明する書類の写し
(申請中の場合は、申請を受付したことを証明する書類の写し)
- (2) 事業区域等状況調書(様式第2号)
- (3) 町内会に対する説明報告書(様式第3号)
- (4) 近隣関係者に対する説明報告書(様式第4号)
- (5) その他、市長が必要と認める図書

守谷市長 宛て

住 所

（所在地）

事業者 氏 名

㊟

（名称及び代表者氏名）

電話番号

事業区域等状況調書

1 事業区域内

事業区域の所在地	守谷市
事業区域の面積	m ²
事業区域の現況地目	
森林の有無等	有・無 森林計画区（有・無） 保安林の指定（有・無）
農地の有無等	有・無 （畑，田，その他）
湧水等の有無及び利用状況	有・無 利用状況（ ）
井戸の有無及び利用状況	有・無 利用状況（ ）
用水路又は排水路の有無，利用状況及び管理者名	有・無 利用状況（ ） 管理者名 （ ）
河川の有無，利用状況及び管理者名	有・無 利用状況（ ） 管理者名 （ ）

2 事業区域周辺

事業区域周辺の森林の有無等	有・無 森林計画区（有・無） 保安林の指定（有・無）
事業区域周辺の農地の有無等	有・無 （畑，田，その他）

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

守谷市長 宛て

住 所

（所在地）

事業者 氏 名

（名称及び代表者氏名）

電話番号

町内会に対する説明報告書

事業区域の所在地	守谷市
説明会開催日	年 月 日
説明会開催場所	
説明会参加者名	別紙参加者一覧のとおり
説明した内容	
町内会からの意見又は要望の内容	
町内からの意見又は要望に対する事業者の対応又は回答	

上記の内容は、説明を受けた内容と相違ありません。

年 月 日

町内会の名称

代表者 住所

氏名

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

守谷市長 宛て

住 所

（所在地）

事業者 氏 名

㊟

（名称及び代表者氏名）

電話番号

近隣関係者に対する説明報告書

事業区域の所在地	守谷市
説明を実施した日	年 月 日
説明を実施した場所	
説明を受けた者の住所及び氏名	別紙のとおり
説明を行った者の氏名	
説明した内容	
近隣関係者からの意見又は要望の内容	
近隣関係者からの意見又は要望に対する事業者の対応又は回答	

様式第5号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

守谷市長



協議終了通知書

下記の事業について協議が終了したので、守谷市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第9条第1項の規定により通知します。

記

事業者の氏名及び住所 （法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	氏 名
	住 所
事業区域の所在地	守谷市
事業区域の面積	m ²
太陽光発電設備の出力	k w
計画書提出日及び受付番号	年 月 日 第 号

市の意見

--

守谷市長 宛て

住 所

（所在地）

事業者 氏 名

⑨

（名称及び代表者氏名）

電話番号

工事着手等届出書

下記のとおり，太陽光発電施設工事に〔着手 中断 再開 完了〕したいので，守谷市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第11条の規定により関係書類を添えて届け出ます。

記

事 業 者 名	
事業区域の所在地	守谷市
工事（着手・中断・再開・完了）日	年 月 日
工事施工者 （実際に工事を施工する者を記載すること。）	住 所 （所在地）
	氏 名 （名称及び代表者氏名）
	電 話 番 号
理由 （中断をしたときに限る。）	

※ 添付書類

- （1）位置図
- （2）工程表
- （3）土砂等の流出，第三者の侵入防止等の安全対策が分かる書類
- （4）工程写真（工事を完了した場合の届出に限る。）
- （5）その他市長が必要と認める書類

守谷市長 宛て

住 所

（所在地）

事業者 氏 名

（名称及び代表者氏名）

電話番号

運用開始等届出書

下記のとおり，太陽光発電設備に係る運用を〔開始 停止 再開 廃止〕したいので，守谷市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第12条の規定により関係書類を添えて届け出ます。

記

事 業 名		
事業区域の所在地	守谷市	
売電先の電力会社		
運用（開始・停止・再開・廃止）日	年 月 日	
保守点検業者 （実際に保守点検 をする者を記載す ること。）	住 所	（所在地）
	氏 名	（名称及び代表者氏名）
	電 話 番 号	
理由 （停止をするときに限る。）		
措置計画 （廃止をするときに限 る。）	撤去 ・ 廃棄	
	景観 ・ 防災	

※ 添付書類

- (1) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第5項の特定契約に係る契約書の写し（運用を開始し、または再開する場合の届出に限る。）
- (2) 太陽光発電設備の保守点検に係る契約書の写し（運用を開始し、または再開する場合の届出に限る。）
- (3) 太陽光発電設備の廃止後の措置に係る図書（運用を廃止する場合の届出に限る。）
- (4) その他市長が必要と認める図書

守谷市長 宛て

住 所

（所在地）

事業者 氏 名

㊟

（名称及び代表者氏名）

電話番号

事業変更届出書

下記のとおり、太陽光発電設備に係る事業内容に変更があるため、守谷市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第 1 3 条 1 項の規定により、関係書類を添えて提出します。

記

1 事業区域の所在地等

事業区域の所在地	守谷市
事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	氏名
	住所
太陽光発電設備の出力	kW

2 変更する事項

守谷市太陽光発電施設の適正な設置及び管理に関する条例第 8 条第 1 項の規定により提出された計画書のうち変更をしようとする事項	変更前	変更後

守谷市長 宛て

住 所

（所在地）

地位承継者 氏 名

㊟

（名称及び代表者氏名）

電話番号

地位承継届出書

下記のとおり，太陽光発電設備に係る事業者の地位の承継について，守谷市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第14条第1項の規定により届け出ます。

記

事業区域の所在地		守谷市	
総 発 電 出 力		kW	
事業者	区 分	新	旧
	住所（所在地）		
	氏名（名称及び代表者氏名）		
	電 話 番 号		
保守点検業者	住所（所在地）		
	氏名（名称及び代表者氏名）		
	電 話 番 号		
地 位 承 継 理 由			
地 位 承 継 年 月 日		年	月 日

※ 添付書類

- （1）事業者の地位を承継した事実を証する書類
- （2）事業者の地位を承継した者の住民票の写し（対象設置者の地位を承継した者が法人である場合にあっては，法人の登記事項証明書）及び印鑑登録証明書
- （3）太陽光発電設備の保守点検に係る契約書の写し
- （4）その他市長が必要と認める書類

様式第10号（第12条関係）

年 月 日

守谷市長 宛て

住 所

（所在地）

事業者 氏 名

㊟

（名称及び代表者氏名）

電話番号

管理者変更届出書

下記のとおり、太陽光発電設備に係る管理者の変更について、守谷市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第14条第2項の規定により届け出ます。

記

事業区域の所在地	守谷市		
総発電出力	kW		
管 理 者	区 分	新	旧
	住所（所在地）		
	氏名（名称及び代表者氏名）		
	電話番号		
変更理由			
変更年月日	年	月	日

※ 添付書類

- （1）管理者の変更を証する書類
- （2）その他変更のあった事項を証する書類

様式第 1 1 号（第 1 3 条関係）

第 号
年 月 日

様

守谷市長



状況等報告要求書

守谷市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第 1 5 条の規定により、太陽光発電設備に係る下記の事項について、報告書の提出を求めます。

記

報告事項	
提出期限	年 月 日

様式第 1 2 号 (第 1 3 条関係)

年 月 日

守谷市長 宛て

住 所

(所在地)

事業者 (管理者)

氏 名

(名称及び代表者氏名)

電話番号

状況等報告書

年 月 日付けで報告を求められた事項については、守谷市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第 1 5 条の規定により下記のとおり報告します。

記

報告事項	
------	--

様式第13号（第14条関係）

太陽光発電設備の管理者等に関する情報	
事業区域の所在地	
事業区域の面積	m ²
事業者の氏名及び住所 （法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	氏名 住所
緊急時の連絡先	
発電設備の総発電出力	kW
発電設備の運転開始日	年 月 日
発電事業期間	年 月 日から 年 月 日まで (年間)
看板の設置年月日	年 月 日
<p>この看板は、守谷市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第16条の規定により設置したものです。</p> <p style="text-align: center;">太陽光発電設備に設置事業に関する連絡先 氏名 住所 連絡先</p>	

※ 設置上の注意

- (1) 看板の大きさは、縦90センチメートル以上、横90センチメートル以上とし、地上面から看板の下端までの高さが60センチメートルの位置を基準として設置すること。
- (2) 記載内容に変更が生じた場合は、速やかに訂正すること。

様式第14号（第16条関係）

第 号
年 月 日

様

守谷市長



指導・助言通知書

守谷市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第18条の規定により、太陽光発電設備に係る次の事項について、下記のとおり指導・助言します。

記

事業区域の所在地	守谷市
指導・助言の内容	

第 号
年 月 日

様

守谷市長



勧告書

あなたには、条例第18条の規定により、必要な措置を講じるよう指導又は助言を行いました。が、現在もなお必要な措置がなされていないので、守谷市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第19条第1項の規定により、下記の措置を講じるよう勧告します。

なお、この勧告に従わないときは、守谷市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第19条第2項の規定によりあなたの氏名及び住所並びにこの勧告の内容を公表することがあります。

記

事業区域の所在地	守谷市
措置期限	年 月 日
措置すべき事項	